

特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第2期) のご案内

三重県では特別高圧電力にて電力の供給を受けている三重県内の中小企業者等に対し、特別高圧電力の使用量に応じた額（電気料金の一部）を支援します。

対象期間

電力使用量に応じて以下の単価を乗じた支援金を給付します。

令和5年10月～令和6年3月使用分

支援額

1.8 円/kWh

申請期間

令和6年

令和6年

消印有効

4月10日(水)～6月28日(金)

受給資格や電力使用量等を確認した後、支援金を給付します。

対象事業者

三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する事業者です。

- (1) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業者等
- (2) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に入居する中小企業者等

※『商業施設等』とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル、工場、その他施設で、店舗やその他事業所が入居する施設を指します。

※みなし大企業の場合は補助対象になりません。

申請方法

「三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金」案内サイト



から申請書類一式をダウンロードし記載のうえ、
必要書類を添えて事務局へ1部郵送してください。

※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

事務局・問合せ

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会

三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金 事務局

電話 059-228-5195

(受付時間 平日9時～17時)